令和 年 月 日

低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理委託契約書

収 入

印 紙

住 所 神奈川県横浜市中区北仲通5-57

排出事業者 名称 横浜第二合同庁舎

代表者 支出負担行為担当官

関東運輸局長 藤田 礼子 印

(以下「発注者」と言う。)

住所

処理業者 氏名

代表者
印

環境大臣 認定番号 (以下「受注者」と言う。)

発注者及び受注者は、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物(以下「低濃度PCB廃棄物」という。)の処分又は収集・運搬及び処分を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」にしたがい適正に行うため、本契約書の契約約款及び本契約書添付の書類によって低濃度PCB廃棄物処理委託契約を締結する。

契約区分 (下記契約区分1、2のうちいずれか1つ該当するものに○印を付けてください。)

- 1. 発注者は、発注者の事業場から出る低濃度PCB廃棄物の処分を受注者に委託する。
- ②. 発注者は、発注者の事業場から出る低濃度PCB廃棄物の収集・運搬及び処分を受注者に委託する。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、発注者、受注者は各々記名押印の上、各1通を保有する。

【事業範囲】

認定区分	■ 収集運搬	■ 処 分	
無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類			
無害化処理の方法			
無害化処理の用に供する施設の種類			
無害化処理の用に供す る施設の設置の場所			
無害化処理の用に供する施設の処理能力			

[※] 受注者は、この事業の範囲を証するものとして、認定証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。

【委詞	[業務の内容]	
(1)	契約の有効期間 : 契約締結日から 令和 7年 2月 28日 まで とする。ただし、東京運輸	支局の PCB
	廃棄物については、保管場所(電気室)からの運び出しを、令和6年9月	13日まで
	に実施することとする。	
(2)	排出(保管)場所:①東京都品川区東大井1-12-17 (東京運輸支局)	
	②東京都練馬区北町2-8-6 (練馬自動車検査登録事務所)	
	③神奈川県川崎市川崎区塩浜3-24-1(川崎自動車検査登録事務所)	
	④神奈川県川崎市川崎区千鳥町12-3 (川崎港湾合同庁舎)	
(3)	契約区分が、2(収集・運搬及び処分)の場合、受注者の運搬の最終目的地及び積替・保管に関	する事項
	運搬の最終目的地の所在地	
	積替・保管は行わない	
(4)	輸入廃棄物 (有・無)	
(5)	委託する産業廃棄物の種類、予定数量、契約単価(税抜)、適正処理に必要な情報等。	
契約金	額は 円(うち取引に関わる消費税及び地方消費税の金額 円)とする。	
	運搬に関する事項(数量の単位が台の場合には、使用車種を記載) 京運輸支局	
♥ /1		
	種 類	
	数 量	
O /	単 価	
② 額	馬自動車検査登録事務所 	
	種類	
	数 量	
	単 価	
3 1	崎自動車検査登録事務所	
	種 類	
	数 量	
	<u> </u>	

処分に関する事項

種

数

単

類

量

価

① 東京運輸支局

種	類		
数	量		
単	価		

種	類		
数	量		
単	価		

② 練馬自動車検査登録事務所

種	類		
数	量		
単	価		
		Į.	
種	類		
種数	類量		

③ 川崎自動車検査登録事務所

種	類		
数	量		
単	価		
		<u> </u>	
種	類		
種数	類量		

④ 川崎港湾合同庁舎

種	類		
数	量		
単	価		
種	類		
数	量		
単	価		

※PCB 濃度の分析結果等は、別紙添付のとおりとする。

(6) 無害化処理残渣の最終処分及び再生利用先(予定)。

番号	事業場の名称	最終処分所在地	処分方法	施設の処理能力
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

産業廃棄物処理委託契約約款

第1条 (法の遵守)

発注者及び受注者は、処理業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」又は「ポリ塩化ビフェニル 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」その他関係法令を遵守するものとする。

第2条 (委託内容)

契約内容に収集・運搬の委託が含まれる場合には、受注者は、発注者から委託された低濃度PCB廃棄物を【委託業務の内容】に示す運搬の最終目的地の所在地まで認定された車両で適正に運搬する。

2. 契約内容に処分の委託が含まれる場合には、受注者は、発注者から委託された低濃度PCB廃棄物を【事業範囲】に示す無害化処理の環境大臣認定をうけた方法及び施設にて適正に処分する。

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

発注者は、受注者の求めに応じて低濃度 P C B 廃棄物の適正処理のために必要な以下の情報を、受注者に書面にて提出するものとする。

- 低濃度PCB廃棄物の由来
- ・低濃度PCB廃棄物の種類等に関する事項
- 低濃度PCB廃棄物のPCB濃度
- ・石綿含有産業廃棄物、特定産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項
- 2. 発注者は、上記以外にも、受注者の求めに応じて適正処理に必要な情報を受注者に書面にて提供する。
- 3. 発注者は、上記1及び2の情報に変更があった場合には、遅滞なくその旨を書面等にて受注者に通知するものとする。

第4条 (発注者受注者の責任範囲)

受注者の責任範囲は、次のとおりとする。

- (1) 委託業務が契約区分1 (処分) の場合は、発注者から委託された廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
- (2)委託業務が契約区分2(収集・運搬及び処分)の場合は、発注者から委託された廃棄物を、収集・運搬の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
- 2. 受注者が、第1項(1)、(2)のいずれかの業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償し、発注者に負担させない。
- 3. 受注者が第1項(1)、(2)のいずれかの業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、発注者の指図又は発注者の委託の仕方(発注者の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む)に原因があるときは、発注者において賠償し、受注者に負担させない。
- 4. 第1項(1)、(2)のいずれかの業務の過程において受注者に損害が発生した場合に、発注者の指図又は発注者の委託 の仕方(発注者の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む)に原因があるときは、発注者が受注者 にその損害を賠償する。

第5条 (再委託の禁止)

受注者は、発注者から委託された低濃度PCB廃棄物の処理を他人に委託してはならない。

第6条 (義務の譲渡等)

受注者は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

第7条 (計量)

発注者の委託する低濃度PCB廃棄物の受注者への引渡し量の確認は、受注者の施設での受入時に計量した数量によるものとする。

第8条 (委託業務終了報告)

受注者は、発注者から委託された低濃度PCB廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し、発注者に提出する。

ただし、業務終了報告書は、次のマニフェスト又は、電子マニフェストの報告で代えることができる。

- (1)契約区分1(処分)についてはマニフェストD票又は、電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。
- (2) 契約区分2(収集・運搬及び処分)については、収集・運搬業務についてはマニフェストB2票又は、電子マニフェストの運搬終了報告で、処分業務についてはD票又は、電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

第9条 (業務の一時停止)

受注者は、発注者から委託された低濃度 P C B 廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに発注者に当該事由の内容及び、発注者における影響が最小限となる措置を講ずる旨を通知する。発注者はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。

産業廃棄物処理委託契約約款

2. 発注者は受注者から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

第10条 (手数料・消費税・支払い)

発注者の委託する低濃度PCB廃棄物の処理業務に関する手数料は、【委託業務の内容】(5)に定める金額を支払う。

- 2. 発注者の委託する廃棄物の処理業務に対する手数料についての消費税は、発注者が負担する。
- 3. 委託手数料の額が経済情勢の変化等により不相当となったときは、発注者受注者双方の協議によりこれを改定することができる。
- 4. 発注者は、受注者から請求があった委託手数料について、その月の翌月末までに支払うものとする。

第11条 (内容の変更)

発注者又は受注者は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価もしくは委託期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、発注者と受注者で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

第12条 (機密保持)

発注者及び受注者は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第13条 (契約の解除)

発注者及び受注者は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互にこの契約を解除することができる。

- 2. 発注者又は受注者から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた低濃度PC B廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の措置を講じなければならない。
 - (1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

受注者は、解除された後も、その低濃度 P C B 廃棄物に対する本契約区分に基づく受注者の業務を遂行する責任は 免れないことを承知し、その残っている低濃度 P C B 廃棄物についての収集・運搬もしくは処分の業務を自ら実行 するか、もしくは発注者の承諾を得た上で、許可又は大臣認定を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなけ ればならない。

(2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の低濃度PCB廃棄物を、発注者の費用をもって当該低濃度PCB廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは受注者の費用負担をもって発注者の事業場に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第14条 (反社会的勢力でないことの確認)

発注者及び受注者は、その主要な出資者及び役職員が個人であると団体であるとを問わず、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他反社会的勢力に該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約する。

- 2. 発注者及び受注者は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
- (1)暴力的な要求行為
- (2) 法的責任を超えた不当な要求行為
- (3) 本契約に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて発注者又は受注者の信用を毀損し、業務の妨害をする行為
- (5) 反社会的勢力に対し自己の名義を利用させる行為
- 3. 発注者又は受注者が本条各項に違反した場合には、違反したもの以外の当事者は、何らの催告を要することなく本契約を解除できるものとし、違反をし解除を受けた者(以下「被解除者」という。)は何ら異議を述べないものとする。また、解除により発生した損害については被解除者が損害を賠償するものとする。

第15条 (協議)

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度発注 者受注者が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。